

連休期間中の相談問合わせ先のご案内

5月2日から6日までの連休期間中の新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の相談問合わせ先は以下のとおりです。

内容	担当課	電話	受付時間
特別定額給付金について 〔 国が実施する対象者1人につき10万円を給付する制度について 〕	福祉課	0268-75-7210	8:30 }
生活困窮等に係る相談問合せ		0268-23-5372	
体調・健康状態に関すること	健康推進課	0268-23-8244	17:15
新型コロナウイルス感染症全般に関すること	新型コロナウイルス感染症対策室	0268-23-8244	
市内中小企業・小規模事業者の支援に関すること 〔 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、又はそのおそれがある中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談を受け付けます。 〕	商工課	0268-23-5395	

※上記へのお問い合わせは、まずはお電話でご相談いただき、窓口等へお越しいただく必要がある場合は、電話での案内に従ってご対応ください。

※市の受付時間外の相談問合せについては、長野県が開設する24時間対応の専用電話に相談問合せください。

○ 専用電話 026-235-7277

※特別定額給付金についてのご案内

①申請

- オンライン申請：5月1日（金）開始
- ホームページへの申請書様式アップロード：5月1日（金）開始
ダウンロードした申請書に必要事項を記入の上、事務局あてに郵送で提出をお願いします。
封筒、郵送料は、申請者のご負担をお願いします。
- 住所、氏名等をプレプリントした申請書の個別送付：5月下旬
返信用の封筒を同封します。郵送でのご提出をお願いします。

②給付金の支払い

- いずれの申請の場合も提出後、2週間程度で指定の口座に振り込む予定です。